

## 67 最高人民法院による知的財産権侵害の民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈<sup>1</sup>

法釈〔2026〕7号

1. 2026年4月7日最高人民法院審判委員会第1972回会議にて可決され、2026年5月1日から施行する。

知的財産権の重度の侵害行為を法により懲罰し、知的財産権の懲罰的賠償制度を厳格に実施するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國著作權法」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國專利法」、「中華人民共和國反不正競争法」、「中華人民共和國種子法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連する法律規定に基づいて、裁判実務を踏まえ、この解釈を制定する。

**第1条** 原告が、その法により享有する知的財産権を、被告が故意に侵害しかつ情状が重いことを主張し、懲罰的賠償責任を負うことを被告に命じる判決を請求した場合、人民法院は法により審理しなければならない。

**第2条** 原告が懲罰的賠償を請求する場合は、明確な賠償額、算定方法及び根拠とする事実と理由を示さなければならない。

**第3条** 原告が一審の法廷弁論の終結前に懲罰的賠償の請求を追加する場合、人民法院は許可しなければならない。二審において懲罰的賠償の請求を追加する場合、人民法院は当事者自らの意思の原則に基づいて調停することができ、調停が成立しない場合は支持しない。

**第4条** 原告が知的財産権侵害訴訟において損害賠償を請求したが懲罰的賠償の請求はしなかった場合、人民法院が釈明しても請求せず、訴訟の終結後に同一の侵害事実に基づいて別の訴えにより懲罰的賠償を請求した場合、人民法院は受理しない。

**第5条** 原告が被告による営業秘密の侵害の以外の不正競争行為の故意の実施に対して懲罰的賠償を請求する場合、人民法院は支持しない。ただし、法律に別途に定めがある場合はこの限りでない。

**第6条** 知的財産権侵害の故意に対する認定について、人民法院は、知的財産権の客体の類型、権利状態及び知名度、被告と原告又は利害関係人との関係等の要因を総合的に考慮しなければならない。

2 被告が次に掲げるいずれか一つの事由に該当する場合、人民法院はその被告が知的財産権侵害の故意を有すると認定することができる。ただし、当事者に反論するのに足りる反対証拠がある場合はこの限りでない。

---

<sup>1</sup> 原文の出典：最高人民法院知識産権法廷の公式サイト（2026年4月20日）  
(<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-5627.html>、2026年4月24日最終閲覧)。

- (一) 原告又は利害関係人からの有効な通知後であっても、依然として侵害行為を続けて行われる場合
- (二) 被告又はその法定代表者、管理人が原告又は利害関係人の法定代表者、管理人、実際の支配者であって、侵害された知的財産権を知り又は知るべきである場合
- (三) 原告又は利害関係人との間に労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係を有し、かつ前述関係に基づいて侵害された知的財産権に接触したことがある場合
- (四) 原告又は利害関係人との間に業務上のやり取りがあり、又は契約等の成立のために協議したことがある、かつ前述関係に基づいて侵害された知的財産権に接触したことがある場合
- (五) 海賊版、登録商標の仮冒、他人の専利の仮冒を実施した場合
- (六) 原告と和解しかつ侵害の停止を同意した後、再度同じ又は類似の侵害行為を行った場合
- (七) 関連会社の設置、法定代表者の変更又は株主の支配、匿名で会社を設置する等の方法で実際の支配関係を隠し又は免責協定を締結することにより、係争知的財産権の侵害責任を逃れる場合
- (八) その他の故意と認定することができる場合

**第7条** 知的財産権侵害の情状が重いことに対する認定について、人民法院は侵害の手段、侵害の回数、侵害行為の継続期間、地域的範囲、規模、結果、侵害者によるその侵害行為に対する認識、基本的な態度等の要因を総合的に考慮しなければならない。

2 被告が次に掲げる事由のいずれか一つに該当する場合、人民法院は情状が重いと認定しなければならない。

- (一) 侵害により行政罰を受け、又は法的責任を負う旨の法院による裁判を受けた後に、再度同じ又は類似する侵害行為を行ったこと
- (二) 正当な理由がなく保全裁定の履行を拒否すること
- (三) 侵害の証拠を偽造し、毀損し、又は隠匿すること
- (四) 侵害行為を主たる営業業務とし又は侵害により得られた利益を主たる利益の源泉とする等のような知的財産権の侵害を業とすること
- (五) 侵害による利得が大きく、又は侵害行為により権利者の業務上の信用、市場のシェア等に大きな損害を被ったこと
- (六) 侵害行為が国の利益、社会公共の利益に危害を加え又は危害を加えるおそれがあること
- (七) その他の情状が重いと認定すべき場合

**第8条** 人民法院が懲罰的賠償額を決定するとき、それぞれの関連する法律に従い、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は侵害によって得られた利益を計算の基数としなければならない。計算の基数には侵害の制止のために支払った合理的な支出を含まないとする。法律に別途に定めがある場合はその定めに従う。

2 実際の損害額、違法所得額、侵害によって得られた利益のいずれによっても算定が困難な場合は、人民法院は法により当該権利の許諾実施料を参照して懲罰的賠償額の計算

の基数を合理的に決定する。

3 法定賠償額は懲罰的賠償の計算の基数とすることはできない。

**第9条** 被告の違法所得又は侵害により得られた利益を懲罰的賠償の計算の基数とする場合は、営業利益を参照して算定することができる。被告が知的財産権の侵害を業とする場合は、販売利益を参照して算定することができる。利益率が算定できない場合は、統計部門、業界団体等が公表する同期間、同業種の平均利益率、又は権利者の利益率を参照して算定することができる。

**第10条** 人民法院が、法により被告に対しその掌握する侵害行為に関連する帳簿、資料等の提供を被告に命じたにもかかわらず、被告が正当な理由がなく提出を拒否した場合、人民法院は、原告の主張及び在案証拠<sup>2</sup>に基づき、法により懲罰的賠償額の計算の基数を決定することができる。民事訴訟法第114条に規定する場合に該当するとき、法により法的責任を追及する。法律に別段の定めがある場合はその定めに従う。

**第11条** 人民法院が懲罰的賠償の倍数を決定するとき、被告の主観的故意又は過失の程度、侵害行為の情状の重さの程度等の要因を総合的に考慮しなければならない。懲罰的賠償の倍数は法定範囲内で決定し、整数でなくてもよい。

**第12条** 人民法院が懲罰的賠償を適用して決定した賠償額の総額は、最高額が計算の基数の5倍とする。権利者が侵害行為の制止のために支払った合理的な費用は当該総額とは別に計算される。

**第13条** 同一の侵害行為により、すでに過料、又は罰金が科されかつ執行が完了した場合、人民法院は懲罰的賠償の倍数を決定する際に考慮しなければならない。

**第14条** この解釈は2026年5月1日から施行する。

2 この解釈の施行後、「知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2021〕4号）は同時に廃止する。

3 この解釈の施行前にすでに発効した裁判の事件は、この解釈の施行後に当事者の請求による再審又は裁判監督手続に基づいて再審を決定した場合は、この解釈を適用しない。

---

<sup>2</sup> 「在案証拠」は、訴訟手続きにおいて当事者によって提供され、法院による質証を経た証拠をいう。